

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談システム
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	児童部 家庭児童相談室
個人情報ファイルの利用目的	子供に関する様々な相談及び児童虐待対応に関わる世帯の情報について記録、管理するため、及び吹田市児童虐待防止ネットワーク会議における関係機関との情報共有のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6電話番号、7所属機関、8世帯の情報、9主訴、10相談経路
記録範囲	児童、児童の世帯員、親族、関係者、他の官公署や関係機関
記録情報の収集方法	児童、児童の世帯員、親族、関係者、他の官公署や関係機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	要保護児童対策地域協議会関係機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名 称) 吹田市市民部市民総務室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	